

案内

建物被害認定調査

この度の震災による建物への被害の程度を判定する「建物被害認定調査」を開始しま

した。税の減免や各種支援策の推進を図るための重要な調査です。

巡回調査の際には、建物の被害状況を確認するため、私有地内に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、調査を希望する方は、

震災に便乗した悪質商法や詐欺にご注意ください

震災に便乗した悪質商法や詐欺が市内で発生しています。政府関係者や市役所の職員を名乗り寄付を要求したり、お墓や被災住居の修繕を行うからと前金を受け取り、逃げる詐欺などが発生しています。不審と思われる要求があった場合はすぐに警察に通報するようにお願いします。

● **通報先** 白河警察署生活安全課 ☎ 20110

上・下水道料金減免

震災により、次のような世帯を対象に上・下水道料金が減免されます。

《**家屋の全壊・半壊の被害世帯**》

3月請求分・5月請求分または4月請求分を、免除しま

固定資産税の納期限延長のお知らせ

市では、この度の震災による納税者への影響等を考慮し、固定資産税の納期限を延長する措置を講じることにしました。このため、例年4月10日ごろに発送している納税通知書については、約2か月後の6月10日ごろに発送する予定です。

納期限の延長

税目	期別	当初の納期	延長後の納期
固定資産税	第1期	5月2日(月)	6月30日(木)
	第2期	8月1日(月)	8月31日(水)

● 納付書で納付される方へ

納付書で全期前納をされる方は、全期前納の納付書は使用できませんので、第1期から第4期の納付書で納付して下さるようお願いいたします。

● 口座振替利用者の方へ

口座振替による振替日が第1期は6月30日、第2期は8月31日となります。

また、全期前納の方については、納期限が6月30日になります。

● 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納期限延長に伴い、縦覧期間を4月1日から5月2日としたものを、4月1日から6月30日までとします。

☎本庁舎課税課 内2130・2131・2132

白河市東日本大震災産業復興資金貸付基金短期貸付制度

市では、3月11日に発生した地震により被災または被害を受けた中小企業者、農業者を対象に、震災復興資金の短期貸付を行う「白河市東日本大震災産業復興資金貸付基金条例」を制定しました。

対象区分	中小企業者	農業者
対象者	市内に事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる方で、金融機関等に融資申し込みを行った方	市内の農業者で、原発事故に係る補償を受けるまで、農業経営持続に短期資金を必要とする方
貸付額	100万円以内	100万円以内
貸付申請	● 貸付申請書 ● 貸付金返還計画書 ● 金融機関融資申込書写	● 貸付申請書 ● 貸付金返還計画書 ● 減収となることが明らかとなる書類
貸付金の返還	貸付から原則1か月	原発事故に係る補償を受けた時
問い合わせ先	本庁舎商工観光課商工労政係内2211・2212	本庁舎農政課農業振興係内2224・2225

す。全壊・半壊の確認は、り災証明により、水道部で行います（手続きの必要はありません）。り災証明による確認が遅れた場合、その額を後日還付します。

《一部損壊および市内全世帯》

震災日（3月11日）を含んだ1か月分（3月使用分）を免除します（手続きの必要はありません）。

《漏水による減免》

漏水による料金の減免は、手続きが必要です。申請書の提出をお願いします。

※3月請求分（1・2月使用分）は4月中旬に発送し、納入期限は5月末日となります。口座振替の方は、4月25日です。なお、4・5月の各請求分も、それぞれ1か月遅れる見込みです。

☎本庁舎水道部 ☎ 273221